

秋元武夫家文書

新さくら市（旧喜連川町）の秋元武夫家から総計二〇八二点余に及ぶ古文書類が栃木県立文書館に寄託されています。すでに平成元年度に栃木県史料所在目録一九集として目録が公刊されているので、この史料の特長的な点をいくつか紹介しましょう。

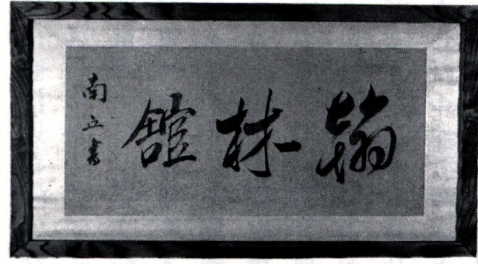


写真1 「翰林館」額
(南丘、喜連川熙氏書)
(秋元武夫家蔵)

秋元家文書の大きな核は、喜連川藩学翰林館（かんりんかん）に係わる史料を含むことです。秋元家は、藩校学頭の家でした。

喜連川藩は、所領わずか五千石ながら、名門、旧族の喜連川家を藩主とする極小藩でした。「秋氏家譜」

（史料番号二六〇）によると、秋元家は医業をもって藩に仕えていましたが、幕末の秋元与（あたえ、与助）のとき藩主熙氏（ひろうじ）の命により医業を廃し儒業専門として家臣の教育にあたるようになりました。熙氏による家政改革の一環でした。

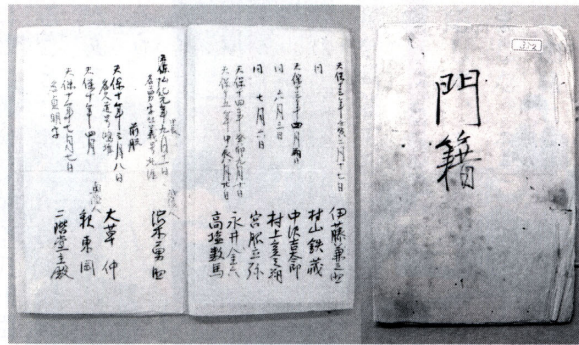


写真2 門籍 (No.352)

弘化二年（一八四五）翰林館設置とともに学頭に任ぜられ、のち館運営の一切が委任されるようになります。藩学の銘号も熙氏により与えられました（写真1）。秋元家文書は、秋元与時代を中心に、翰林館学規、塾則のほか、入門者名簿（門籍、史料番号三五二）、入門誓詞等、翰林館にかかわる古文書とともに、漢籍をはじめとする版本写本も約一千

点が含まれ、豊かな藩学の内容を伝えていきます。

秋元与は、維新後参政として藩政の中核にありましたが、藩政に関する文書類は意外に乏しく、「明治三年旧采地下野国塩谷郡芳賀郡之内郷村高帳」（史料番号三六二）等は藩領全体を概観できる数少ない史料です。

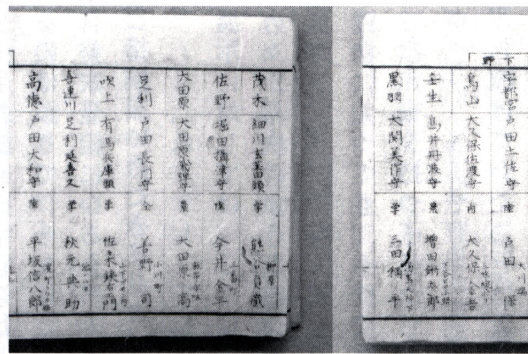


写真3 明治2年議員人名録(下野部分)
(No.895)

明治二年（一八六九）政府により公議所が開設されると、与は喜連川藩を代表して公議人、公議所議員に任じられ活動することになりました。秋元家文書は、明治初年の各藩議員の動静を伝える史料でもあります。公議所は集議院、太政官の左院と改称され、新政府の輿論公議を議するところとされましたが、立法機関としては未熟で、単なる政府の下

問に対する諮問機関というのが実態でした。明治七年「左院達状」（史料番号二二二）に「建議参考として本院へ留置き候」とあるのは、成果を上げられなかった公議所以来の活動への総括とみることもできるでしょう。明治三年の喜連川藩の版籍奉還により議員は存在基盤を失い、与は帰郷することになりました。

明治一六年になり、与は栃木県から史誌編輯史料取調委員を命じられます。秋元家文書には、これに関連するような『東野叢談』（史料番号四九三）をはじめとする「秋元与編」と記された写本、編著の地誌類が多数伝えられ、大きな特色となっています。藩学以来培われた郷土に対する洞察と愛着を窺うことができます。

（奥田 謙二）

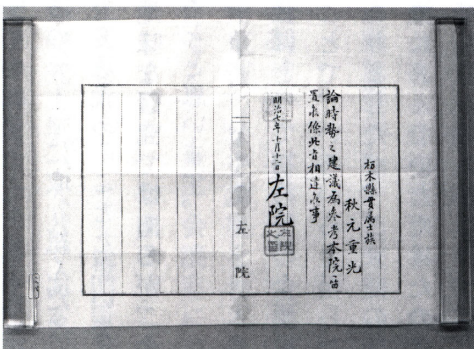


写真4 秋元重光(与の子)宛の左院達状
(No.231)